令和７年度第３回熊谷市地域公共交通会議
運賃協議小委員会

議　案　書

令和７年８月２９日

議　事

議案第１号　熊谷市ＡＩオンデマンド交通に適用する運賃
について

議案第２号　道路運送法第９条第４項に基づく協議会の開催を
要しない場合の目安となる考え方について

議案第１号

熊谷市ＡＩオンデマンド交通に適用する運賃について

【適用する路線等】
乗合型ＡＩオンデマンド交通
運行様態：区域運行
営業区域：熊谷市妻沼地区
運行事業者：熊谷構内タクシー株式会社
運行開始日：令和８年１月５日

【適用する運賃】
片道 300 円（区域内均一）とする。
ただし、小学生は半額、未就学児は無料とする。

【運賃の支払い方法】
現金または熊谷市電子地域マネー「クマ PAY」とする。
※クマ PAY の単位は、マネー。１マネー＝１円で利用できる。

【住民、利用者その他利害関係者の意見と市の考え方】
（意見１）
障害者、要介護者、高齢者等の割引を実施して欲しいです。
（市の考え方）
既存のバスやタクシーへの影響を考慮した極力安価な金額設定としており、さらなる割引は既存公共交通との競合が懸念されます。一方で、障害者や要介護者を対象としたタクシーの利用料金の助成等を実施していることから、福祉施策との棲み分けを行っています。

（意見２）
免許返納などによる移動困難者の利便性を考えるのであればゆうゆうバスと同様の料金設定にするべきではないでしょうか。片道 300 円は高すぎると思います。
（市の考え方）
公共交通事業者から、経営への影響を懸念するご意見をいただいたことなどを踏まえ、民業圧迫を考慮し、バスの乗車運賃より高く設定するなど他の公共交通との棲み分けを行っています。

議案第2号

道路運送法第９条第４項に基づく協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方について

【経緯】

令和５年１０月１日以降、一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第９条第４項に規定する協議会において協議を行うこととなった。

これまで、当市ゆうゆうバスの様に均一運賃であるコミュニティバスにおいても、停留所の新設や移設を行う際、路線の一部延伸があった場合、新規路線扱いとなるため、その都度、協議会の開催が必要であった。

（例：本年６月協議のくまぴあ号の道路工事に伴う長期迂回運行等）

本年７月１４日、関東運輸局から各自治体あてに以下のとおり通知があった。

・国土交通省物流・自動車局から各運輸局あてに事務連絡発出があった。
・内容は、運賃協議会開催に当たっては、関係者の事務手続きの負担が発生しているとの意見があることから、その負担を軽減し、生産性向上を図るため、軽微な事案については、運賃協議会の開催は必ずしも要しないとするもの。
・開催を要しない場合の目安となる軽微な事案の例を示すが、運賃協議会ごとに協議の上判断されるべきである。

【今後の取り扱い】

・運賃協議会ごとに開催を要しない軽微な事案に位置付けた場合には、当該事案が発生した際、運賃協議会を開催せずとも、「協議が成立しているもの見做す」ものとなる。
・開催をしなかった場合（軽微な事案として位置付けた場合）の運賃届に添付する協議書面は、「運賃協議を省略する規定のある協議会要綱」もしくは「運賃協議会の中で開催を要しない軽微な事案と整理された議事録」の添付をもって代えることとする。

⇒当市の場合、当協議会は、熊谷市地域公共交通会議要綱の中に定義をしており、独自の協議会要綱を定めていないため、本日の会で協議を行い、以降、軽微な案件の運賃届については、協議書面に代えて、「議事録」の添付をすることとしたい。

⇒なお、関東運輸局からの通知発出後に、本局、支局間で本件を運賃協議会で協議する場合は、事前にパブリックコメント等を実施すること等の調整が進んでいると情報が入った。

本日の会では、協議会の開催を要しない目安について方針を定め、パブリックコメント等の実施後、改めて次回の運賃協議小委員会にて決定したい。

※参考）熊谷市地域公共交通会議要綱より抜粋

（小委員会）

第１０条　第３条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、また、道路運送法第９条第４項に規定する運賃等を協議するため、必要に応じ交通会議に小委員会を置くことができる。

２　小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

ただし、道路運送法第９条第４項に規定する運賃等を協議するために置いた小委員会については、以下のア～エに掲げる者を構成員とする。

ア　熊谷市

イ　当該一般乗合旅客自動車運送事業者

ウ　関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者

エ　熊谷市長が住民の意見を代表する者として指名する者

【熊谷市運賃協議小委員会の開催を要しない軽微な事案】

以下のとおり、定義しパブリックコメント等を実施したい。

（国土交通省物流・自動車局の例示のとおり）

①　均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更が無い場合。

②　毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合

③　工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合

④　新たな決済手段を追加する場合